

非上場株式等についての相続税・贈与税の 納税猶予の特例のあらまし（参考）

非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例 についての手続書類一覧表

添付書類		手続書類(本体)	相続税 贈与税の申告書	継続届出書	免除届出書 ※1
<税務署所定の書類>					
1	株式等納税猶予税額の計算書 ※2		○	—	—
2	認定承継会社に関する明細書		—	○	○
<適用を受ける個人に係る書類>					
3	戸籍の謄本又は抄本など (親族であることを明らかにする書類)		○	—	—
4	遺産分割協議書の写し・印鑑証明書又は 贈与契約書の写しなど (相続・遺贈又は贈与による財産の取得を明らかにする書類)		○	—	—
5	担保提供関係書類		○	—	—
<適用に係る認定会社の書類>					
6	経済産業大臣の認定書の写し・その申請書の写し		○	—	—
7	経済産業大臣の確認書の写し・その報告書の写し ※3		—	○	○
8	株主名簿の写しなど (株主等の氏名、住所、議決権の数が確認できる書類)		○ ※4	○	○
9	従業員数証明書 登記事項証明書 貸借対照表・損益計算書 ※5 定款の写し		○	○	○

※1 免除届出書には「免除届出書(死亡免除)」「免除届出書(特例免除)」があります。

※2 相続税の場合には「株式等納税猶予税額の計算書(相続税申告書第8の2表)及びその付表」、贈与税の場合には「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」をいいます。

※3 経営報告基準日又は後継者の死亡日等が申告期限後5年以内の場合に提出が必要となります。

※4 相続開始日(贈与日)の直前・直後の株主構成等について会社が証明した書類の提出が必要となります。

※5 手続書類(本体)などに応じて提出する貸借対照表・損益計算書の対象事業年度が異なります。

・上記の表以外に添付書類が必要となる場合があります。くわしくは税務署にお尋ねください。

(例) ①納税が猶予されている税額のうち納税猶予期限が到来した税額がある場合

②会社が組織再編等をした場合

③「免除申請書」を提出する場合 など

・上記の「手続書類(本体)」、添付書類「1」及び「2」の様式は税務署窓口や国税庁ホームページから入手することができます。